公 示 送 達 書

８山王区公告第１号

土地改良法の滞納処分で準用する地方税法第２０条の２第１項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、この書類は送達があったものとみなされます。

おって、あなたの書類は山王海土地改良区で保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。

令和８年６月１６日

山王海土地改良区
理事長　大沼　義広

書 類 の 名 称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘　　要
令和８年度 経常賦課金 前期督促状	辻　村　　要 （組合員名：辻村　明夫）	
令和８年度 経常賦課金 前期督促状	八重樫　敏　子	